

《騒音関係》

1. 騒音環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

一般の騒音に適用されるもので航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

平成11年3月26日 県告示第258号

	地域類型		環境基準値	
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
AA	特に静穏を要する地域		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	一般の地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m  2車線を超える道路の端から20m	70 デシベル以下  備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているとみとめられるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	65 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

## 2. 騒音規制基準等

### 1 地域の指定（法第3条第1項、条例第33条第1項）

特定工場等（法第2条第2項）、騒音特定工場等（条例第33条第1項）、特定建設作業（法第2条第3項）及び自動車（法第2条第4項）から発生する騒音を規制する地域を指定した市町村は、次表のとおりである。

指定（告示）年月日	施行年月日	市町村名
昭和 48. 3. 30	昭和 48. 4. 1	盛岡市（旧告示 45. 2. 27）、釜石市、宮古市、一関市、奥州市、花巻市（以上旧告示 46. 2. 26）、大船渡市、久慈市、遠野市
〃 48. 10. 30	〃 48. 11. 1	滝沢村、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、野田村
〃 49. 3. 18	〃 49. 4. 1	北上市、二戸市
〃 49. 12. 14	〃 50. 1. 1	岩泉町
〃 53. 3. 10	〃 53. 4. 1	山田町
〃 54. 3. 16	〃 54. 4. 1	岩手町
〃 55. 3. 14	〃 55. 4. 1	雫石町、一戸町
〃 60. 3. 15	〃 60. 4. 1	陸前高田市
〃 62. 3. 13	〃 62. 4. 1	紫波町
平成 5. 3. 23	平成 5. 4. 1	八幡平市
合 計		13 市 10 町 2 村

指定地域（騒音規制地域）の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第8条第1項第1号による用途地域区分による。

地域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

備 考 地域の指定については、法では「指定地域」、条例では「騒音規制地域」という用語を使用しているが、地域の範囲は同一である。

## 2 特定工場及び騒音特定工場等の規制基準（法第4条第1項、条例第34条第1項）

指定地域（騒音規制地域）内の特定工場及び騒音特定工場等における騒音の規制基準は次表のとおりである。

（昭和43年11月27日厚農運告示第1号）

（昭和48年3月30日県告示第423号、平成14年3月26日第306号）

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 午後6時から午後10時	午後10時から翌日午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル (釜石市にあっては55 デシベル)
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル (釜石市にあっては60 デシベル)

備考 下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄（第1種区域は除く）の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

## 3 特定建設作業の規制基準（法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は次表のとおりである。

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

(1号基準) 騒音基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) ※1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業限度期間		(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
85 デシベル	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間	14時間	6日		日曜日その他の休日

- 注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
3. 2号基準から5号基準については、災害等非常事態の発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

区域の区分は次のとおりである。

(昭和 48 年 3 月 30 日 県告示第 424 号)

第 1 号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (ア) 第 1 種区域 (イ) 第 2 種区域 (ウ) 第 3 種区域 (エ) 第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m 区域内
第 2 号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

#### 4 自動車騒音の限度（要請基準※）（法第 17 条第 1 項）

市町村長は自動車騒音\*が次表の基準を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

(平成 12 年 3 月 14 日 県告示第 214 号)

	区域の区分	車線	基準値（単位：デシベル）	
	当てはめ地域		昼間（午前 6 時から午後 10 時）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時）
第 I 種区域	専ら住居の用に供される地域 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	1 車線 2 車線以上	65 デシベル以下 70 デシベル以下	55 デシベル以下 65 デシベル以下
第 II 種区域	主として住居の用に供される地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	1 車線 2 車線以上	65 デシベル以下 75 デシベル以下	55 デシベル以下 70 デシベル以下
第 III 種区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75 デシベル以下	70 デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近隣する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4 車線以上の市町村道 自動車専用道路	2 車線以下の道路の端から 15m 2 車線を超える道路の端から 20m	75 デシベル以下	70 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

## 5 拡声器騒音に関する規制（条例第45条第1項）

◎ 商業宣伝を目的として拡声器を使用する者は、次の基準を守らなければならない。

### 1. 店頭又は街頭に設置して使用する場合

- (1) 拡声器の使用時間は、午後8時から午後7時までの間とすること。
- (2) 拡声器の1回の連続放送時間は1時間をこえないものとし、かつ、放送時間1時間につき連続15分以上の休止時間をおくこと。
- (3) 拡声器の設置場所は、地上10メートル以下とすること。
- (4) 2以上の拡声器を同時に使用する場合の間隔は、50メートル以上とすること。
- (5) 地上5メートル以上の位置で使用するときは拡声器の中心の延長が道路又は広場に落ちるようにし、その位置は拡声器の真下から10メートル以内であること。
- (6) 幅員8メートル未満の道路においては、拡声器を設置しないこと。
- (7) 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）第1条ただし書きに規定する施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、使用しないこと。
- (8) 放送の音量の基準は、音源真下の地点から10メートルの距離における地上1.2メートルの高さで70デシベル以下とすること。

### 2. 自動車に設置して利用する場合

- (1) 拡声器の使用時間は、午前8時から午後7時までの間とすること。
- (2) 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準第1条ただし書きに規定する施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、使用しないこと。
- (3) 放送音量の基準は、音源真下の地点から10メートルの距離における地上1.2メートルの高さで70デシベル以下とすること。
- (4) 1地点における1回の連続放送時間は10分（幅員6メートル未満の道路上では5分）をこえないこと。

### 3. 航空機に設置して使用する場合

- (1) 拡声器の使用時間は、午前9時から午後5時までの間とすること。
- (2) 同一地域の上空では旋回は、2回までとすること。
- (3) 放送音量の基準は、地上において65デシベル以下とすること。

## 6 夜間における近隣騒音に関する事項

夜間における近隣騒音\*に関する具体的な規制はないが、条例では次のとおり夜間の静穏の保持を義務づけている。

1. 何人も、夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下事項について同じ。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。（条例第 46 条第 1 項）
2. 飲食店営業その他の規制で定める営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。（条例第 46 条第 2 項）

### ◆夜間の静穏を保持すべき営業（条例第 46 条第 2 項）

- (1) 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 5 条第 1 項に規定する飲食店営業
- (2) ボウリング場営業

\* \* \* \* \*

### 参 考

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年条例第 50 号）における近隣騒音等の規制

#### 1. 風俗営業に係る騒音及び振動の規制（第 7 条第 1 項）

法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、次表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

#### 2. 深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制（第 14 条第 1 項）

法第 32 条第 2 項において、準用する法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第 2 の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄（深夜に係る部分に限る。）に定めるとおりとする。

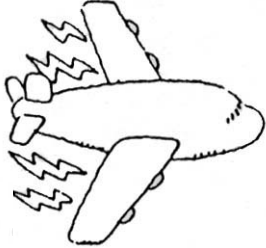
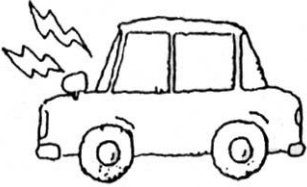
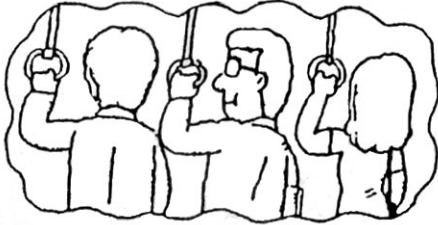



別表第 2（第 7 条、第 14 条関係）

区 分	数 値		
	昼間	夜間	深夜
第 1 種 住 居 専 用 地 域 等	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
商 業 地 域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 1 種住居専用区域等及び商業地域以外の地 域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

備 考 1. 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。

2. 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。

◆騒音の大きさの例

120	デシベル	飛行機のエンジンの近く	
110	デシベル	自動車の警笛（前方2m） リベット打ち	
100	デシベル	電車が通るときのガードの下	
90	デシベル	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80	デシベル	地下鉄の車内 電車の車内	
70	デシベル	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60	デシベル	静かな乗用車 普通の会話	
50	デシベル	静かな事務所	
40	デシベル	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼	
30	デシベル	郊外の深夜 ささやき声	
20	デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方1m）	